

第2号議案

大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例に係る対応について

大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例に係る大阪府教育委員会の対応を別紙のとおりとする。

平成23年6月8日

大阪府教育委員会

<参考>

[趣旨]

大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例について、大阪府教育委員会の対応を次のとおりとするもの。

1 国旗の掲揚について

- (1) 本条例は、国旗の掲揚について府の施設の全庁ルールとして制定されたもの。
- (2) 府立学校等府教育委員会の所管する施設において、施設管理上の対応として、条例の規定に基づき、国旗の掲揚を進める。

2 入学式・卒業式での国歌斉唱時における起立・斉唱について

- (1) 本条例は、府内公立学校の教職員に起立・斉唱を一般的に義務付けた規範である。
- (2) 府立学校においては、校長と教育委員会とが力を合わせて、起立・斉唱を徹底させる。
- (3) 市町村立学校の教職員についての対応は、条例の趣旨を踏まえ、市町村教育委員会において判断する。
- (4) 本条例は、具体的な義務を課すものではないので、条例違反をもって直ちに懲戒処分は行わない。

[根拠規定]

大阪府教育委員会事務決裁規則

(委員会決裁事項)

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

- 一 教育に関する基本計画の策定に関すること並びに重要な条例案の立案その他の委員会の事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」に係る
大阪府教育委員会の対応

I 条例の規定について

大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例（抄）

（目的）

第一条 この条例は、国旗及び国歌に関する法律、教育基本法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱について定めることにより、府民、とりわけ次代を担う子どもが伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する意識の高揚に資するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと並びに府立学校及び府内の市町村立学校における服務規律の厳格化を図ることを目的とする。

（国旗の掲揚）

第三条 府の施設においては、その執務時間（公の施設にあつては、府民の利用に供する時間）において、その利用者の見やすい場所に国旗を掲げるものとする。

（国歌の斉唱）

第四条 府立学校及び府内の市町村立学校の行事において行われる国歌の斉唱にあつては、教職員は起立により斉唱を行うものとする。ただし、身体上の障がい、負傷又は疾病により起立、若しくは斉唱するのに支障があると校長が認める者については、この限りでない。

2 前項の規定は、市町村の教育委員会による服務の監督の権限を侵すものではない。

II 条例の立法趣旨について

1 提案理由説明（平成 23 年 5 月 27 日本会議）

- ◆ 府内の公立学校に勤務する教職員は、公務員の身分でありますので、当然、地方公務員法第 3 2 条に規定している「法令等及び上司の職務命令に従う義務」を負っております。従うべき職務命令を故意に違反し続ける教職員に対して、その職務を履行させるためには、これまでの職務命令に加えて、「国歌斉唱の際には起立により斉唱を行う。」旨を条例化する必要があるのです。
- ◆ （略）これは内心の自由を侵すものではなく、あくまでも府内の公立学校の教職員に対する規範や職務のルールを定めたものであって、決して市町村教育委員会の権限を侵すようなものではありません。
- ◆ （略）処分権者である各教育委員会が、その権限を行使するにあたっての判断材料となり得るものとなるよう制定するものであります。

2 教育常任委員会（平成 23 年 6 月 2 日）〔提案会派による答弁より〕

【条例提案の趣旨】

- ◆ 職務命令がなかなか出されてこなかったものが、条例制定により職務命令がより厳格に出されていく。

【条例の適法性】

- ◆ 市町村の公立小中学校の服務監督権は市町村教委に権限がある。したがって、第 4 条第 2 項を入れることで法令に反しない

【条例違反の場合の措置】

- ◆ 府立高等学校の教職員がこの条例に違反した場合、職務権限をもって府教委が指導監督する。
- ◆ 市町村の公立小中学校の教育公務員に対しての服務監督権は市町村教委にあるから、市町村教委が判断

Ⅲ 府教育委員会の認識・対応について

1 条例に対する基本認識

(1) 国旗の掲揚について

- ◇ 本条例は、国旗の掲揚について府の施設の全庁ルールとして制定されたもの
- ◇ 府立学校等府教育委員会の所管する施設において、施設管理上の対応として、条例の規定に基づき、国旗の掲揚を進める

(2) 入学式・卒業式での国歌斉唱時における起立・斉唱について

- ◇ 本条例は、府内公立学校の教職員に起立・斉唱を一般的に義務付けた規範である。
- ◇ 府立学校においては、校長と教育委員会とが力を合わせて、起立・斉唱を徹底させる。
- ◇ 市町村立学校の教職員についての対応は、条例の趣旨を踏まえ、市町村教育委員会において判断する。
- ◇ 本条例は、具体的な義務を課すものではないので、条例違反をもって直ちに懲戒処分は行わない。

2 条例に関する具体的対応

(1) 国旗の掲揚について

府教育委員会の所管に属する学校その他の公の施設における国旗の掲揚時間を次のとおりとし、児童・生徒や利用者の見やすい場所に国旗を掲揚する。

- ◇ 府立学校・・・午前8時30分から午後5時までを標準として、学校の状況に応じて運用
- ◇ 図書館、体育館その他の公の施設・・・それぞれの条例や規則に基づく開館時間

(2) 国歌の斉唱について

【府立学校について】

- ◇ 府教育委員会としては、教職員による起立・斉唱をさらに徹底するため、教育長通達を教職員あてに発出（この通達は、職務命令としての性質を有する。）。
- ◇ 校長が職員会議の場等で教育長通達を全教職員に示し、また、校長が教育長通達に基づき口頭又は文書で職務命令を発出
- ◇ 学校の実情に応じて、府教育委員会と校長が力を合わせて、粘り強く対応する。
- ◇ 職務命令に従わない教職員に対しては、職務命令違反を理由として処分を含めて対応する。

【市町村立学校について】

- ◇ 府教育委員会は、市町村立学校の教職員が起立・斉唱をするよう、引き続き市町村教育委員会に指導・助言を行う。
- ◇ 市町村立学校の教職員に対し、起立・斉唱するよう指導し、又は命ずることは、市町村教育委員会の服務監督権に属するものであることから、教職員に職務命令を発するかどうかは、市町村教育委員会の判断するところによる。
- ◇ 市町村教育委員会において職務命令をした場合で、これに従わない教職員（府費負担教職員）があるときは、職務命令違反を理由として処分を含めた対応を行う。
※ なお、政令指定都市については、処分権が市教育委員会にあるため、当該市教育委員会において処分することとなる。